

第59回北但行政事務組合議会（臨時会）会議録（第1日）

平成18年8月24日（木）第59回北但行政事務組合議会（臨時会）を議場に管理者が招集した。

開会 午前10時

会議に出席した議員（18名）

1番	香美町	山本賢司	2番	香美町	吉田範明
3番	豊岡市	安治川敏明	4番	豊岡市	上坂正明
6番	豊岡市	岡満夫	7番	新温泉町	岡本和雄
8番	新温泉町	小林一義	9番	豊岡市	川口匡
10番	豊岡市	福田嗣久	11番	豊岡市	吉岡正章
12番	豊岡市	椿野仁司	13番	新温泉町	田中要
14番	新温泉町	宮脇諭	15番	香美町	柴田幸一郎
16番	香美町	浜上勇人	17番	豊岡市	升田勝義
18番	豊岡市	森井幸子	19番	豊岡市	谷口勝己

会議に出席しなかった議員（1名）

5番 豊岡市 梅谷光太郎

議事に関係した事務局職員

事務局長 片山正幸
書記 原重喜
書記 長谷川幹人

説明のため出席した者の職氏名

管理者（豊岡市長）	中貝宗治
助役兼総務課長	瀬崎 彊
収入役（豊岡市収入役）	塚本信行
総務課長補佐兼総務係長	片山正幸
施設整備課長	中奥 薫
施設整備課参事	辻 忠幸
施設整備課参事	谷 敏明
施設整備課長補佐	岩下省一

議事日程

- 第1 議席の指定
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 会期の決定
- 第4 諸般の報告
- 第5 第7号議案 北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部を改正する条例制定について
第8号議案 平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)
(以上2件、一括上程・説明)
各議案ごとに質疑・討論・表決

議事順序

1. 議長あいさつ
2. 開会宣言
3. 開 議
4. 議席の指定
5. 会議録署名議員の指名
6. 会期の決定
7. 諸般の報告
8. 第7号議案及び第8号議案
一括上程
管理者提案説明
各議案ごとに質疑・討論・表決
9. 閉会宣言
10. 議長あいさつ
11. 管理者あいさつ

〔議長開会あいさつ〕

議長（谷口勝己） おはようございます。開会に先立ちまして、一言ごあいさつ申し上げます。

盆も過ぎ、暦の上では秋ですが、まだまだ残暑が厳しい今日このごろ、議員各位にはご健勝にてご参集を賜り、本日ここに第59回北但行政事務組合議会臨時会を開会する運びとなりましたことは、組合発展のため、まことにご同慶にたえないところであります。

さて、今期臨時会に上程されます案件は、条例改正1件、補正予算1件の合計2議案であります。

どうか議員各位には、何とぞ慎重にご審議の上、適切妥当な結論が得られますよう心からお願いいたしますとともに、円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げ、まことに簡単粗辞でございますが、開会のごあいさつといたします。

開会 午前10時02分

議長（谷口勝己） ただいまの出席議員は17名であります。よって、会議は成立いたします。

ただいまから第59回北但行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1 議席の指定

議長（谷口勝己） 日程第1、議席の指定を行います。

新たに北但行政事務組合議会議員になられた福田嗣久議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、10番に指定します。

日程第2 会議録署名議員の指名

議長（谷口勝己） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、川口匡議員、小林一義議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

議長（谷口勝己） 日程第3、会期の決定を行います。

この際、議会運営委員長より報告を求めます。

4番上坂正明議員。

議会運営委員長（上坂正明） 4番上坂です。第59回北但行政事務組合議会臨時会の運営について、今期臨時会の議事運営について報告します。

会期については、本日1日間とします。

次に、日程については、お手元に配付されています議事順序に従い、第7号議案及び第8号議案を議題として、当局より説明を受け、質疑、討論、表決を行い、今期臨時会を閉会することといたしています。

以上、報告のとおり今期臨時会の議事運営について、よろしくご協力をお願いいたします。以上です。

議長（谷口勝己） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

議長(谷口勝己) 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、本日の会議に欠席届のありましたのは、梅谷光太郎議員であります。また、さらに遅刻届のありましたのは、岡本和雄議員であります。

日程第5 第7号議案及び第8号議案(北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について外1件)

議長(谷口勝己) 日程第5、第7号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について外1件を一括議題といたします。

これより管理者の提案説明を求めます。

管理者。

管理者(中貝宗治) 開会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

盆も過ぎ、早いところでは田の稲穂が色づき始めているきょうこのごろ、本日ここに第59回北但行政事務組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位にはおそろいでご参会を賜りましたこと、まことにありがとうございます。議員各位のご健勝を心からお喜び申し上げますとともに、日ごろのご精励に対し、深く敬意を表する次第です。

さて、今期臨時会に私から提案いたします案件は、条例改正1件、補正予算1件の合計2件であります。

それでは、提出議案の説明に先立ち、広域ごみ・汚泥処理施設整備事業についてご報告申し上げ、議員各位のご理解を賜りたいと存じます。

最初に、上郷区の状況についてご報告申し上げます。

去る6月2日開催の議員協議会において上郷区に申し入れていました環境学習会や先進地視察の実施について、「その必要はない」との回答を受けたことは、ご報告申し上げたところです。その後、6月10日に対策委員会が主催する区民集会在開催され、出席者から環境学習会や視察の実施を望む声が出されたとお聞きしました。組合といたしましては、そのことを踏まえて、改めて実施について申し入れを行っていました。それを受けて対策委員会で協議がなされ、その結果、環境学習会と先進地視察の実施について理解が示されたところであります。

この環境学習会につきましては、去る7月26日に上郷公民館において開催しました。講師には、ダイオキシン問題の専門家である金沢工業大学の露本伊佐夫先生をお招きし、「ごみ・汚泥処理施設と環境への影響、排ガス・ダイオキシンなどについて」をテーマに講演していただきました。学習会参加者は約50名で、住民の皆さんから出されたダイオキシンや重金属等の質問にも丁寧に答えただき、大変意義のある学習会であったものと考えています。

次に、上郷区民を対象とした先進地視察であります。来る8月27日に滋賀県栗東市環境センターの視察を計画し、現在参加者の取りまとめを行っているところです。同環境センターは、平成15

年3月に完成した最新の施設で、「地球環境」「ごみは資源」を基本テーマに、ごみのリサイクルを積極的に推進している施設です。上郷区住民の皆さんには、焼却炉及びリサイクルセンターを中心に、排ガス処理等の安全性、リサイクル施設の市民の活用状況など、循環型社会に沿った近年の施設の状況や、施設の景観と周辺環境との調和などについても視察していただきたいと考えています。

次に、上郷区周辺の国府地区、中筋地区への対応ですが、国府地区住民を対象とした事業説明会と環境学習会を去る7月31日に開催いたしました。住民約45名の参加を得て、組合からの事業説明会の後、NPO大阪ごみを考える会理事長、森住明弘氏に「焼却施設と地域住民と環境問題」をテーマに講演していただきました。

次に、中筋地区における説明会の開催についてであります。去る5月には中筋区長会を対象とした説明会を開催し、その席上、中筋地区住民を対象とする説明会の開催についてお願いをしていたところです。その後、区長会で協議いただいた結果、去る9月16日に開催することでご理解を得ました。

続きまして、提出議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、第7号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、地方公務員災害補償法が改正されたことに伴い、これに準じて当該条例の整備を行うものです。

次に、第8号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)は、歳入の補正は行わず、歳出の補正のみとしていますので、歳入歳出総額に増減はありません。その内容は、広域ごみ・污泥処理施設整備基本計画の策定を進めるに当たり、整備方針検討委員会を設置し検討するための委員報償費など関係経費を新たに計上する一方、本年2月の条例改正に伴う助役の給与等の減額を行っております。

以上で私の総括説明を終わり、議案ごとの詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長(谷口勝己) 続いて、議案ごとの説明に入ります。

第7号議案についての説明を求めます。

総務課長。

総務課長(瀬崎 彊) 続きまして、第7号議案につきましてご説明を申し上げます。議案のつづりの5ページをお開きください。新旧対照表がございますので、これに沿いまして逐条につきましてご説明申し上げます。

まず、第3条でございます。これは通勤を定義しております規定でありますけれども、今回は、通勤の範囲を追加をする改正を行うものでございます。

まず、第1項第1号でございます。これは従来の第1項と同じ内容でございます。これに次の2号を新たに通勤として追加をしております。第2号でございます。複数の勤務場所に就業する者が、一つの勤務場所または就業場所から他の勤務場所への移動の場合も、これも通勤という概念に加え

るというものでございます。

第3号は、単身赴任者の赴任先の住居と帰省先住居との移動も通勤というぐあいにとらえるということで、この2つを新たに加えております。

第2項の改正につきましては、第1項が3号立てに改正になりましたことに伴いまして、条文の表現等の改正を行っております。

次に、第11条でございます。休業補償に関する規定をいたしておりますが、第1号におきまして「監獄」という施設名が規定をされておりますけれども、刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律が施行されたことに伴いまして、これが「刑事施設」と改められました。これに伴い、これに沿って文言を改正するものでございます。

次に、6ページをお開きください。第13条でございます。障害補償について規定をしております。用語の表現につきまして、「等級に該当する障害」という表現を「障害等級に該当する身体障害」に改め、さらに「障害の等級」を「障害等級」というぐあいに表現を改めております。

第14条の2でございます。これは介護補償について規定をした分でありまして、障害者自立支援法が制定をされまして、身体障害者福祉法に規定をされておりました「身体障害者療護施設」が「障害者支援施設」というぐあいに移行してまいります。これに伴いまして第2号を改め、さらに障害者支援施設に準ずる施設について、新たに第3号としてこれを規定をしたものであります。

第16条でございますけれども、これは遺族補償年金について規定をしております。第13条の改正同様に、用語の表現につきまして、「等級」を「障害等級」というぐあいに表現を改めるものでございます。

次に、7ページをお開きください。附則の第2条の2第1項及び附則第3条第2項でございますけれども、これは本則、先ほど申し上げました13条、16条の改正同様に、用語の表現につきまして、「障害の等級」という表現を「障害等級」というぐあいに改めております。

8ページです。8ページをお開きください。別表第2でございます。これも同様に用語の表現について改めるとともに、備考につきまして、本則第1条におきまして既に地方公務員災害補償法を以下「法」というぐあいに規定をしておりますので、これに合わせまして改正をする部分と、さらに法別表、いわゆる地方公務員災害補償法別表で定めておりました障害等級に該当する障害が、法第29条第2項に規定するところにより、総務省令にゆだねられることになりました。それによりまして改正でございます。

議案そのものに返っていただきまして、附則でございます。ページ数にしまして4ページでございますけれども、附則。まず、第1項、施行日でございます。公布の日から施行するというところでございますが、ただし、第14条の2の改正、これは障害者支援施設に係る改正でございますけれども、これにつきましては施行日が18年の10月1日からとなっておりますので、これに合わせて施行するというところでございます。

第2項でございます。改正後の第3条の規定、これは通勤の範囲にかかわる部分でございますけれども、これにつきましては、既に地方公務員災害補償法等が変わっておりますので、18年4月1

日以降に発生をしました事故につきまして適用をしまっているという改正でございます。ただし、本組合の場合はこれに該当するような災害は生じておりません。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（谷口勝己） 第8号議案について説明を求めます。

施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、第8号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

議案目録の18、19ページをお開きください。歳出につきましてでございますが、事項別明細書で説明をいたします。

まず、15款総務費、1目一般管理費では、74万7,000円を減額いたします。この減額補正は、本年2月定例組合議会で可決されました助役の給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴います不用額を減額するものでございます。内訳としましては、給料で43万2,000円、職員手当等26万7,000円、共済費4万8,000円であります。

次に、20款1項1目広域ごみ・汚泥処理施設整備事業費では、74万7,000円を増額いたします。内訳としましては、報償費106万4,000円ですが、これは検討委員11名の委員会7回分の報償費でございます。

次に、旅費70万3,000円ですが、費用弁償としまして61万4,000円、これは学識経験者の日当と旅費及び委員の視察に係ります日当でございます。また、普通旅費8万9,000円は、視察随行等の旅費でございます。

次に、需用費11万3,000円ですが、消耗品費10万3,000円は、事務用消耗品、参考図書等あります。印刷製本費1万円は、会議資料の印刷費でございます。

次に、使用料及び賃借料16万円は、検討委員会の視察2回に要しますバス借り上げ料であります。

次に、負担金補助及び交付金ですが、129万3,000円を減額いたします。この減額は、派遣職員の給与について、市町合併に伴う在職者調整等を想定し予算計上していましたが、不用額が生じたことから減額するものでございます。

説明は以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（谷口勝己） 以上で提出議案に対する説明を終わりました。

これより、第7号議案北但行政事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

お諮りいたします。本案は、原案可決することに決してご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(谷口勝己) ご異議なしと認めます。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されました。

これより、第8号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)の質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 本日提案されるに至った経過について若干質問をいたします。定例会、それから前臨時会以後に重要な変更点などがあるように思いますから、それについて施設整備基本計画を立てるに当たっての経過を説明をお願いしたいと思います。

一つは、先に報告をされた計画では、ほぼ溶融炉で、しかも最終処分場は建設をするということが計画に入っておりましたが、その後、残灰処理については委託処理をする。また、溶融炉は単純焼却炉に変更するという重大な変更がありました。今回の施設整備基本計画の委託調査の内容にかかりますので、これに至った理由、経過。それから、示された建設予定の費用の概略の企画をご説明願いたいと思います。

それから、この上郷地区が予定地であるということをおっしゃるんですが、法的には、まだ同意を得られていないから、計画の中には書き込まないということがしばしば言われてまいりましたけれども、循環型社会形成計画の中で交付金の決定が行われたというふうにお聞きしておりますが、この場合、予定地についてはどのように表現されているのか、その折衝経過についてできるだけわかりやすくご説明願いたいと思います。

さらに、この間、5月、6月、7月、8月と、当該地域だと思われる周辺から古代の遺跡が発見をされ、豊岡市教育委員会において調査をされているということですが、これは、お聞きするところ、この当該地域の住民並びに関係者が、埴輪であるとかかわらであるとか、また、かわらを焼く窯であるとかなどを発見し、当局に通報し、その結果、豊岡市教育委員会において調査をされているということですから、これは北但行政事務組合議会が担任する広域ごみ処理施設の計画がなければこういうことも話題にはならなかったと思われるから、この関連については重大な関係があり、今日ご提案になっておられます施設基本計画の環境についての要素になると思いますから、ご報告を願いたいと思います。

それから、当初予算で環境影響調査の調査費が主要な事業費として計上されております。しかし、管理者は、環境影響調査については、地元合意がなければこれはゴーサインとはならないということをおっしゃっておられます。ただいま管理者あいさつの中で、地元上郷区、あるいは国府、中筋方面の住民説明会というふうなご報告がございましたし、先進地視察ということもございましたが、この環境影響調査につきましては、さきの議会で私は環境影響調査の範囲と、それからこれに関与すべき、あるいはまた合意を得ることが必要な住民の範囲とはどこかということをお尋ねしましたが、つまびらかでないまま今日に至っておりますので、この際、経過を含めてご報告をお願いしたいと思います。

以上が経過に関する質問であります。

第2点目は、本日ご提案になっております調査費の追加補正の中身であります。議運からちょうだいいたしました資料によりますと、第8号議案の資料として広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会要綱というのがついております。ただいまご提案になりました予算案は、この検討委員会に要する事業費がご説明になったと思いますが、この整備検討委員会というものがどういうものであるか、また、その結果はどういうふうに取り扱われるか、これが明らかでない以上、この予算の審議ができませんから、この整備検討委員会というのはなぜ今日必要になったのかということについて若干のお尋ねをしたいと思います。

そもそも施設整備基本計画策定委託料は、委託費3,000万円が計上されておりますが、これと、この検討委員会で新たに200万円ほどが計上されることになったということではないかと思うんですが、これはどういう関係になるのか。また、この委託調査の発注は行われたのかどうか。行われておるのであれば、その契約内容についてご説明を願いたいと思うし、まだ契約なされていないとすれば、整備検討委員会まで設置するというわけでありまして、基本計画策定調査の中身がわからないとこれはいけません。発注仕様書に即してご説明を願いたいと思います。

というのは、特に契約のあり方、これはさきに公設民営方式でいくと、つまり20年間のDBO方式でいくんだというふうなお話でございました。基本計画策定委託調査と、また検討委員会の仕事は、このDBO方式を前提としてなさるとすれば、相当膨大な調査と検討委員会の仕事になると思われまして、これは、この中身についてご報告願いたいと思います。

それから、検討委員会の要綱によりますと、目的、第1条の末尾に施設整備基本計画に反映させることを目的とするとあって、この委員会の仕事は管理者に報告するということが2条に書いてあります。つまり俗に言う答申のようなもの、つまり管理者が計画を策定する上で意見を言うというような内容になっておりますが、この検討委員会というものが仕事をした結果は、どのような法的あるいは具体的効果を上げることになるのか、これをご説明願いたいと思います。

また、検討委員会というのが報告をして、管理者がこの基本計画を決定することの実質的意義ですね。この検討委員会の要綱によると、仕事は5つあって、一つは施設整備の基本方針に関すること。施設整備の基本方針とは何であろうかと。これは、規模、機能、あるいはDBOを含む仕事の、この施設の運営に関するすべてのことを指すのであろうかな。そうすると、事実上この検討委員会のなさる仕事、あるいは施設整備基本計画の策定をもって、事実上は整備のあり方、契約のあり方、ひいては業者選定の前提条件を整える、こういうところまでいくのかということであります。

2番目には、リサイクルセンターの啓発機能に関すること。これは意味不明であります。これは、我々も視察に行ったときに、何か、子供たちが見に来たら勉強するような部屋をつくってあると、こういうことだとかいうふうなことがありましたが、わざわざ施設整備の中からリサイクルセンターの啓発機能というのを取り出したのはどういう意味か。

3番目に公害防止に関すること。これは施設整備に伴う公害防止なのか、永続的な公害防止の問題なのか、こういうことについてもお尋ねしたい。

4番目に有機性廃棄物の処理に関することとなっております。これは私は重大な関心がありまし

て、前から管理者にも堆肥化その他必要ではないかということを書いてきた。突如有機性廃棄物と、こうなっておりますので、有機性廃棄物でないような一般家庭の廃棄物というものはないわけでありますから、何でこんなことになっているのかなということでもあります。

その他必要な事項となっている。その他必要な事項、予想されるその他必要な事項についてお尋ねをしておきたいと思います。

それから、組織は、学識経験者2名、市民・町民が4名で、公募する。環境衛生団体関係者5人となっておる。市民・町民4人を公募するというのは、これは字のとおりわかりますが、環境衛生団体関係者5人というのはよくわからない。環境衛生推進協議会などを指すとすれば、大体これは区長会の代表、あるいは女性団体の代表などを指すのではないかと考えられますが、委員は次に掲げるもののうちから管理者が委嘱するとなっておりますから、公募4人以外の、これは12人ですかね、8人は管理者が任意に委嘱されるということになりますので、重要なことでもありますから、お尋ねをしておきたいと思います。

以上が検討委員会と施設整備基本計画に関することでもあります。

3つ目に、環境影響調査と施設整備基本計画の関係についてお尋ねをしておきたいと思います。環境影響調査というのは、施設整備をする前提条件じゃないか。つまり環境影響調査の結果、当該地域が適地であるかどうかということを変更して当局も関係住民も判断をする条件が整うということになるのではないか。にもかかわらず抽象的な適地を前提として、膨大なお金をかけて調査をしたり検討委員会を組織したりすることの意義がよくわからないから、この環境影響調査と適地選定の法的前提条件としての関係をどういうふうに見たらいいかということでもあります。

以上、とりあえず第1回にします。

議長（谷口勝己） 答弁願います。

管理者。

管理者（中貝宗治） 大きく3つあったうちの1つ目と3つ目は、本議案と関係がないように思いますので、基本的には答弁を差し控えていただきたいと思いますというふうに思います。質疑ということで、議案についてのご質問についてお答えをしたいと思いますというふうに思います。

ただ、1つ目の大きくいただいた中で、前提として経緯を整理するというところでございますので、若干ご説明をさせていただきます。

溶融処理、あるいは最後のその後の処分について、これを委託するに至った経緯につきましては、既に議員協議会へお願いして、安治川議員にも十分ご説明をし、安治川議員からもたくさんのご質疑をいただいたところでございます。ぜひそれを思い出していただければと思いますが、要は補助金制度があった時代に、溶融固化をするということが交付金の要綱上、条件となっております。その心は何かというと、要するにその焼却灰、飛灰等をさらに溶融固化することによって体積を小さくする。そのことによって環境への負荷を小さくする。具体的には、それをせずに埋め立てしますと膨大な量の処分場が要りますので、必要な処分場の量を小さくすることが必要だと。2点目に、溶融固化によってスラグができます。このスラグは路盤材等、つまりリサイクルに回すこ

とができますので、循環型社会をつくるという観点から、この溶融固化が求められておりました。補助金時代ですね。

ところが、交付金制度ができて、溶融固化は必ずしも自前でしなくてもいい、委託でも構わないということになりました。そこで、委託をした場合と自前でやった場合との利害得失について検討した結果、一つは費用が安くつくこと、一つは自前の最終処分場の量を大幅に減らすことができること、そういったことがございますので、溶融固化を外部委託することにすると、そういう経緯でございます。逆に、これをいたしませんと膨大な最終処分場をこれからもつくっていき、安治川議員が大変大切に思っておられる里山を壊す量が大きくなりますので、私たちといたしましては、委託するのが適切である、こういう判断をいたしましたところでございます。

その他につきましては、担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 私の方からは一部につきましてお答えをさせていただき、残る分につきましては、それぞれの担当課長なり参事の方からお答えをさせていただきます。

まず、今回お願いをする検討委員会と基本計画を予算に上げております関係はどうかということでございます。基本計画費は、3,000万とおっしゃいましたが、300万でございます。この基本計画をつくっていく際に、市民の皆様のご意見をちょうだいする内容が、より好ましい部分があるかということを考えて、その中でこの委員会にご検討をお願いをするという部分で、既に要綱を配らせていただいておりますようなものをご検討いただくと、こういう趣旨でございまして、計画そのものをこの委員会に策定をお願いをすると、こういう趣旨ではございません。

それから、基本計画の発注は現在まだいたしておりません。内容につきましては、おおよそのことを考えておりますので、後ほど担当の方からご説明を申し上げます。

それから、意見を反映するというような表現を使っておるが、どうかということですが、先ほど申し上げましたような基本計画との関係、委員会との関係にございますので、そういうものを尊重しながら基本計画に反映をしてみたいと、こういうことでございます。

それから、次に基本方針という大きな題目が上がっておるが、これはどうかということですが、既にご案内のとおり、この施設をつくっていくにつきましては、焼却を基本とし、今、管理者の方からもお答えをしましたように、溶融につきましては外部委託をするということ、それからリサイクルのセンターをつくると、こういうことを大きく定めておりますので、これにかかわりましてハード的に整備をする際の基本的な考えが、例えば環境との調和をどうするのか、どう考えておくべきかと、そういったことをコンセプトを定めたいと、こういうことです。

それから、運営に当たってはやはりどうか。これもハードを整備する際に当然関係してまいりますので、運営については、どういう考え方を基本としながらそういうハードを整備していくべきか、こういったコンセプトについて検討をお願いをしたいと、こういうことでございます。

それから、啓発機能ということですが、これにつきましては、従前リサイクルプラザとかいうような表現で、非常に啓発機能を大きく補助金対象としながら、いろんな体験をしていただく、ある

いは見学をしていただく、学習をしていただくというようなことをリサイクルセンターの中に兼ね備えておりました。そういう中で、これは市民の皆さんにご利用いただく面が非常に大きゅうございますし、また、我々としても、どう市民の方にごみというもの、あるいはリサイクルというもの、減量化というようなものを学習をしていただくか、そういうことについて市民の皆さんのご意見をぜひお聞きをしたいと、こういうことでございます。

それから、公害の防止ということにつきましては、建設中の話ではございませんので、やはり建設、運営を通して、どう公害防止を対策を考えておくのがいいのか、これについても市民の皆さんのご意見ををお願いをしたいということでございます。以上でございます。

議長（谷口勝己） 施設整備課参事。

施設整備課参事（辻 忠幸） 第2条の中での有機性廃棄物のことを記載しております。これにつきましては、今いろいろとメタンガス、バイオガスというようなことが話題になっております。これについて問題とか課題を整理させていただきまして、今後の方向性についていろいろと検討いただきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（谷口勝己） 答弁終わりました。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 管理者に申し上げておきたいと思うけれども、あなたも県会議員なされておられて、非公式の議員協議会のことに言及されましたが、本日は本会議であります。あなたが招集なされた正式に議会。正式に議会で議員が聞いているのに、あなたは議員協議会で十分聞いたからそれでいいじゃないかと、こういうご答弁は答弁ではないと思いますよ。私に対する一種の侮辱に近いと思いますよ。私がきょう改めてお聞きしたら、あなたは改めてお答えになるのが当然じゃありませんか。議員協議会というのは、議長が任意に招集をなされたことでありまして、私が出席するかどうかは、これは法的義務のないものであります。私は本日、議員協議会に当たりましてお聞きしたことが重なる部分がありますけれども、質問で丁寧に申し上げましたように、臨時会を異例に招集なさっているわけです。当初予算では、基本計画委託調査費が上がっていると。ちょっと金額言い間違えて大変失礼いたしましたけれども、しかし、そのときには予想されていなかった検討委員会なるものが突然出てきたから、何でこういうことになったのかなあということをお尋ねしたくて、私が考えたら幾つかの要素に分解できたから、それで、それについてはどうですかということをお尋ねしました。そしたらあなたは、丸ごとあなたの質問には答える必要がないというご答弁であります。私は、これはもう非常に心外であります。ぜひお取り消しを願いたいし、ご答弁をお願いしたい。これが一つであります。

それから、今は、私が質問をした2つ目の施設整備基本計画の検討委員会に関することについてだけ、よくわからない答弁がありましたから、お尋ねをしておきたいと思いますが、要するに基本方針というのは、私、丁寧に尋ねました。機種、機能、あるいは運営に関してはD B Oでいくのかどうか、こういうことについても、基本計画の策定調査について、あるいはまた検討委員会の話し合いの中に入りますのかということをお聞きしました。検討委員会、枠はめをするんですか。ここ

に書いてあるのは、基本計画に関する検討委員会だと書いてあるから、これは議員の能力にもよるでしょう。素人ばかり集めて、よくわからない人たちに、コンサルタントが事務局に入るといふんだから、私は、これは事務局の側は相当能力の高い、専門知識を有している人たちがいるだろうけれども、もし私がこの公募委員の一人になった場合、初めから枠はめをして、それは検討委員会の仕事であります、それは違いますというふうなことをするんですか。だから私がここで聞いているのは、こういうことも検討委員会で検討されるんだったら、あらかじめ議会でご説明を願いたいということを申し上げたのに、ほとんど抽象論ではありませんか。

私は、なぜ、この残灰の委託処理について安い高いという議論も、これは前の議会でも、協議会でもありました。そのときも申し上げただけけれども、溶融炉から単純に焼却炉に回したら、これは安くなります。安くなると書いてある。そして今、管理者は、溶融処理はどうしてもしなくちゃならんということをおっしゃった。それは、私がよく知っているように、非常にたくさんのものを埋め立て処分せんなんいってたら環境破壊するじゃないか。そしたら考えなくちゃならんと、2度焼くわけだから。一遍焼いた灰を、もう一遍溶融処理するんだから。発熱する発熱量や地球温暖化防止の観点からも議論しなきゃならんと私は思います。しかし、きょうそのことが中心議題ではありませんから、私は数値を上げて議論しようとは思いませんし、私も用意がありません。しかし、私が素人だと、そういうご答弁なさることはないと思いますね。それなら私はこう思うということをおっしゃればいわけでありまして、それは何も私が知識がないということをご指摘になるわけではなくて、あなたがご心配になっている点は数値の上でこうなりますということをおっしゃればいいと思います。今、私が経過についてご説明願いたいと言った趣旨がおわかりであれば、正式の臨時会をご招集になったわけでありまして、きちんとご答弁を願いたいと思います。

それから、検討委員会の報告の意義は何ですかと。反映という言葉を使っていると。つまり意見を言ってもらったらいいいという程度のことなんですか。聞くも聞かないも、報告ですと、こういう範囲でしょうか。通常、答申という場合は、これは、これを尊重しますという文言があります。これは、この検討委員会はその程度のものでしょうかということをお尋ねしたんですが、このことについてもお答えをいただきたいと思います。

なお、きょうのご提案につきましては、実施時期が、ちょうど環境影響調査は大体秋からやりたいということをおっしゃっておった。その時期とこれ重なるんですか。重なるから、もしそのとおり進むんだったら。だから僕は環境影響調査との関係はどうなりますかということをお尋ねしたのに、これもあなた、質問する枠ではないですよとご答弁になりませんでした。こんなことでいいんですか。私はおかしなこっちゃなあと。答えたらいいじゃありませんか。別に何も差し支えないことだし、関係があると議員が聞いてるんです。議員の権限を侵すんですか。どうでしょうか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず、前段の議員協議会の点については取り消しをさせていただきます。ただ、概要については、先ほど、それでもなおということで答弁させていただきましたので、ご理解を賜りたいと思います。

それから、検討委員会から結論が出る場合に、基本的にそれを尊重するというのは原則であろうと思います。ただ、最終的に計画を策定する責任は私の側にありますので、検討委員会の報告いかんによって、丸々そのとおりになるのか、あるいは若干の訂正なり、あるいは大幅の訂正を求めるのか、行うのか、それは結論が出てみなければわからないと思います。ただ、検討委員会が結論を出したものを、管理者の側において大幅に変えるということであれば、これは信頼関係が根底から崩れますので、むしろ検討委員会の議論の中で、言いたいことがあるのであれば当局側から意見を言い、よくすり合わせをした上で、まずまずお互いが納得できるような結論を了解の上で得ていく、そういった作業手順をとることになるのではないのかと思います。以上をまとめると、基本的には尊重する、そういうことになろうかと思います。

それから、環境影響調査との関係ですが、安治川議員が先ほど質問されたときには、環境影響調査の結果と適地選定の適否についてどうなのかというご質問でございました。そういったご質問であれば、きょうの提案内容とは別のことでありますから、提出議案に関する質疑ということから外れるということで、私としては、これはまさに議会のルールとして答弁をしないと、こういうことを申し上げたところでございます。今お聞きしますと違うご趣旨のようでもございましたので、それについては担当の方から答弁をさせていただきます。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） この計画と環境影響調査との関係でございます。当初から基本計画というものを定めていくということを決めておいたわけでございますけれども、環境影響調査をやる場合に、諸条件というのがどうしても出てまいります。例えば排ガスの規制値ですね、そういったものが出てまいりますので、そういった部分につきましては、これは評価の際に、いわゆる環境影響調査の一番最後、現況調査した後で評価をする際に関係してくる部分というのは、当然出てまいるということでございます。

議長（谷口勝己） 質疑はございませんか。

3番安治川議員。

安治川敏明議員 一番最後のご答弁からお尋ねしておきたいんですけども、環境影響調査と何の関係するの。排ガス規制値が関係するとか、さっきはメタンガスとかおっしゃったけど、それは法定なり、あるいは基準なりが決まっておれば、別に検討委員会と何の関係もないじゃないかと私は思うから、何のご答弁なのかよくわからない。これ重要でないと言っているわけじゃないですけどね。ちょっと意味不明のご答弁をなさっているなあと。私はそんなことは一向に聞いておりませんがなあと申すんです。

私が聞いているのは、環境影響調査、管理者は、私が時期のことをつけ加えたら、趣旨が違うようだなということで、あえて答弁しましょうというありがたきご答弁がありましたけども、私は、それははっきり申し上げて、環境影響調査が本当は終わらないと施設整備などということができないじゃありませんかということがあから聞いているんですよ。そんなことはありません。環境影響調査なんか関係ありまへん、施設整備は施設整備でやります。こういうことであれば、地元の住民

のある方は、環境影響調査は通過儀礼ですねということをおっしゃっている向きもあります。私は環境影響調査が通過儀礼であってほしくない。まじめにやってもらいたい。高いお金も払うわけだし、専門家も来てやるわけだからね。それから地元の人たちも入っているいろいろあだこうだといつて議論する。大事なことだと思いますね。

そうすると、施設整備基本計画というのが、今、委託調査にかかろうとしている。これに意見を言いなさいということで検討委員会というのが設けられると。そうすると、環境影響調査についても、これは重大な関係があるから、私は時期の問題でもあり、かつまたその内容、関連もあるということをお尋ねしているんですが、このことについてはご答弁がありませんから、もう一度お尋ねをしておきたいと思います。

それから、端的に申し上げますが、施設整備基本計画というものは、特定の場所を、あるいは上郷をと言ってもよろしいが、これを予定しないで検討するのでしょうか。検討委員会はここのことと言わないで過ごすのでしょうか、言って過ごすのでしょうか。これは重要なことでありまして、これは管理者がかつて環境影響調査も建設の推進も地元合意がなければやりませんということをおっしゃった。その態度を今日まで堅持しておられると私は信じております。そうすると、施設整備基本計画なり検討委員会なり、私がもし仮に検討委員になったとしたら、真っ先に聞くのは、上郷の皆さん、ここでつくるといふことについてどういうご意見でしょうねということをお聞きしたいと思います。これは当たり前のことです。そのときに、これはどういう関係にあるのかということをお端的に、本当に丁寧にお答えしたいと思います。

それから、さらに私は申し上げておきたいのは、この溶融方式から単純焼却炉に移った。したがって、残灰が大量に発生するから、それは姫路の方の県のセンターに持って行って再焼却をする。ここから発生する環境問題については、これは私は検討委員会でも検討すべきじゃないか。施設基本計画の中で検討すべきじゃないかと思えますね。どうでしょうか。こんなことは検討する余地がない、もう前提条件として決まっているということなんでしょうか。これはお金にも関連するし、また、環境問題にも関連する。

管理者は、一方では豊岡市長として環境経済ということをお非常に重視しておられます。私も、環境を大切にすることと、人間が暮らしていく、生産をするということが両立することは一番いいことです。そういう方向で進めるのは大事だけれども、今、環境問題というのは単純ではありません。単にごみの発生量が多いか少ないかだけではなくて、ガスもあれば熱もある。ガスが熱に変わるというようなこともある。だから、私たちは全体として、一番ガスや熱を発生しやすい、この熱回収施設と称している焼却炉のあり方については根本問題だと思うから、私は、検討委員会を組織されるのであればこういうことは検討されるのかどうかということをお尋ねしておきたい。しかもこれは多くの計画と同じように、一たん予算を議決すれば、もう議会は法的に関与することができない。管理者において決定するまで、それは協議会をまたなさって、たらふくあんたも意見言ったじゃないかということをおまた管理者はおっしゃるかかわらんけど、それは、これまさに言わせてだけと。別に議決をしたわけでもないけれども、予算をあんたは議決したじゃないかということに

なるのであれば、私はこれは、この本議会でも議長に新たな提案もしたいなと思っておりますけれども、しっかりしたご答弁をお願いしたいと思います。

議長（谷口勝己） 助役。

助役（瀬崎 彊） 環境影響調査にどう影響するかというお話でございまして、理解が違っとったようでございますけれども、法的にいわゆる環境基準というものが定められておりまして、それに今度の新たな施設が立地をした場合にどう影響するか、それをクリアできるのかできないのかというようなことが問題になるわけでございますけれども、ここで基本計画の中では、例えば国が定める環境基準よりもより望ましい環境の基準を我々で定めようではないかというような議論が出てくれば、当然それが大きく環境影響の評価のところに影響してくるのではないかと、こういう考えを申し上げたところでございます。

それから、上郷に特定したものかということでございますが、これは特定したものではなくって、いわゆる北但として我々が整備をしようとする施設についての基本的な考え方を、この際しっかりとまとめて、DBOというような方向に渡していく場合に押さえておかなきゃならない部分も整理をしておきたいと、こういうことでございます。以上です。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中興 薫） それでは、お答えいたしますが、溶融固化等については、既に決めてきたことでございますので、それは前提にした計画をつくっていくということになります。当然同じく事業方式の公設民営についても前提ということでございます。

なお、この委託料につきましては、当初予算で計上いたしましたときに、どういう計画かということとはご説明を申し上げましたわけでございますが、基本的に一つだけつけ加えさせていただきますと、この基本計画といいますのは、今、組合はどのようなごみ処理施設を整備しようとしているのかということをもとめ上げた基本的な考え方を書き上げたものがございません。基本計画というものはすべての事業にあるわけですが、そういうない状況の中で、少なくとも組合のこれからつくる施設はこういう考え方でつくっていきいたいというものをつくりたいということです。その中に既に、今申し上げましたように事業方式や、あるいは溶融方式ではないかということは決めてきていますので、それらは当然書き込んでいく中で、少なくともこの基本計画というものが一つのパターンを持っております。基本的にどういう方針で施設をつくっていくのか、あるいはごみの処理量や、あるいはごみ質だとか、こういうものを含めた項目を定めていくわけですが、いずれにしろ、2月にも申し上げましたが、この公設民営方式を前提とした計画というものが他にございませんので、今その辺も含めて基本的方針を定める作業から始めて計画をつくっていきいたいということでございます。

少し余計なこと言ったかと思いますが、以上でございます。

議長（谷口勝己） ほかにございませんか。

1 番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。ここまでのやりとりを聞かれている方々は、まさに何をお答えになってい

るのかさっぱりわからんという状況だろうと思うんですね。

私は幾つかお尋ねをしたいんですけども、まず一つは、この資料に示されております広域ごみ・汚泥処理施設整備基本計画に係る整備方針検討委員会要綱、これの中の、先ほども少し議論がありましたけれども、この2条、検討事項というところの第1号で施設整備の基本方針に関することというものがあつたわけですね。これは今、中興課長も答弁の中で言われたんですけども、これですべてを網羅しているということになるのではないんですか。2項以降、その他必要な事項に関することということまであるんですけども、基本方針に関することの中で全部入ってくるのではないかなと思つて、この基本方針に関することというのは何なんだろうなというふうに随分いろいろ考えました。

少しここからお尋ねですけども、我々が今ここで議論をしていることの根拠法というのは、廃掃法、2000年の4月という、あの法律が現時点で本組合の事業の根拠法になっておるというふうに理解をしておるんですけども、その後の日本の歩み、あるいは世界の歩みということの中で、実は私も最近まだ学んでいる最中なんですけれども、ストックホルム条約というものがございますね。これは2年前、2004年の5月に発効しております。日本も2002年の8月に締結をするということで、本年度、事務局費の22%、80万ドルを拠出しておるという実情になっておるというふうに思っておるんですけども、日本が実行をするというふうに約束をしておるこのストックホルム条約、このものについてどの程度の認識を持っておられるのか。さらには、この条約の5条、さらに7条、さらに附属書Cというふうなものをどんなふうに見ておられるのか、その点を伺っておきたいと思つます。

同時に、この整備方針検討委員会なるものが、こういうところについても議論をする、あるいは資料提供して論じていただくというふうなことにされるのかどうか。このこともあわせて伺っておきたいというふうに思つます。

さらに、やはり安治川議員の指摘にもあつたんですけども、この要綱の8条の中に事務局ということが規定をされておまして、当然組合に置くということはそうだというふうに思つますけれども、2号に、この組合が施設整備基本計画委託業務を契約締結した受託業者は、事務局に参加し委員会に出席できるものとする、こういう規定になっておるんですね。まさにプロが、しかも民間だというふうにこれを考えるわけですけども、民間のプロが事務局に参加をするという、このつくりが何を意味するのか、ちょっと私はとりかねておるんです。そこのところも伺っておきたいというふうに思つます。

さらに、この検討委員会なる組織、先ほどの予算の説明では、9回会合が持たれる、そのうちの2回は視察。だから地元でというか、検討委員会そのものは7回というふうなことなのかなというふうに聞こえておるわけですけども、こういうものが、こういう会議が公開をされて、皆さん方での議論というふうなところにもつながり得るというふうなつくりにするのかどうか、その点はいかがですか。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） それでは、答弁させていただきます。

まず、ストックホルム条約につきまして、これは議員おっしゃっていますように、日本も2002年に加入しているということで、この条約は、ダイオキシン、あるいはDDT、これは殺虫剤等に含まれる、自然界で分解され得ない、分解が非常に難しい、こういう有害物質をできるだけ出さないということを全世界的に取り決めている条約でございます。当然それらは廃掃法の中でも考えられ、また、それらは法的規制値の中に十分含まれているわけですから、我々はそのことを承知の上で考えておりますし、さらには、先ほども申し上げましたが、自主規制値等も含めた協議もしていきたいというあたりで、その辺の認識を持っているということでございます。

次に、この事務局に委託業者を入れるという要綱の8条につきましてですが、これも先ほど申し上げましたが、この基本計画の全体像はこれからつくる。どういう全体像にするかということを決めるのが1項目めの基本方針についてということですが、市民の検討に付すものと、専門性等を持った行政で決めていくものとが一体となって基本計画をつくっていきますので、この委託業者が入るのは、資料の提供等々、この委員会がよりスムーズに効率的に進んでいくための補助に当たってくるという役割を持つものでございます。以上です。

もう一つご質問ございました。この委員会の公開については、公開はするというものにしております。以上です。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 課長から、ストックホルム条約は廃掃法なりそれぞれの規制、そういうものの中に入れておるんで、十分踏まえておるといことが言われました。非常に安心をしたわけでありますけれども、そこで少し具体的に、このストックホルム条約の5条、ここでは何が定められておるんですか。そこで言われておる附属書Cというものの中ではどうなっていますか。さらに、5条からつながっていく7条、この中には何が規定をされておるんですか。

いま一つは、先ほどもお尋ねをしましたけれども、皆さん方はプロ、このことを専門にされておるわけですから、十分承知をされておるといことのように思われますけれども、これから検討をされようという方々の中には、こういうものを十分承知していないという向きも中にはあり得るといことを思うときに、このストックホルム条約そのものも、資料等々を含めて議論の対象とするといふうなことにしていくのかどうか。管理者は首を横に振っておりますので、もう答えは見えたと思いますが、そのあたりはいかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） ちょっとストックホルム条約の何条がどうのこうのという質問に担当がお答えできるかどうかわかりませんが、この部分は担当に答えさせたいと思います。

私が首を振っておりましたのは、要は法に関する基本的な知識に関することです。条約が適正にその国、例えば日本が加盟をして国会によって批准された場合でも、その条約がダイレクトに国民を縛るといことは通常いたしません。その条約を受けて国内法が整備をされてい、条約で求められている内容は法律の中に体现をされ、したがって、国民は一々条約を参照することなく国内法

を参照すればいい、あるいはそれに関連する条例を参照すればいい、こういうふうな体系をとりますので、私たちとしては、ストックホルム条約の何条に何が書いてあるかを知る必要は実務上全く必要ない。むしろそれが体现をされている、具体化をされている廃掃法等関係法律なり、政令、省令、あるいは条例等を見れば済む。こういうことでございますので、わざわざ根っこにある条約について、例えば検討委員会の方に説明をしてやるという必要はない、こういったことで首を横に振っていたところでございます。これはむしろ施行の効率性というようなことでご理解を賜ればというふうに思います。

議長（谷口勝己） 施設整備課長。

施設整備課長（中奥 薫） 今、管理者から答弁していただきましたが、私のところには条約等を持っておりませんが、非常に細かい定めでございますので、十二分な研究精査をしないでは、ちょっと議論するのは無謀かなと思いますので、そのようにご理解いただきたいというふうに思っております。考え方の基本は、先ほど申し上げたとおりでございます。

議長（谷口勝己） 1番山本議員。

山本賢司議員 管理者の言われる、国際法がそのまんま国民を縛るということにはならない、国内法が整備をされて、そのことで国民がその法に従う。それは当然法的な仕組み、つくりというのは、逆に言うと、国際法を批准したからといって、国内法が整備されなければその国の中では生きない。逆に国際法にあんた違反しとると言われる状況にはあっても、国民が縛られることにはならない。そのことは十分承知をしておるつもりです。

最初に申し上げたように、廃掃法というのが2000年の4月で、ストックホルム条約というのは2001年の5月に採択をされて、2002年の8月に日本も締結をして、2004年の5月に発効するという状況になっておる中で、国内法がこのストックホルム条約の実際に発効ということについていつおるのかというふうに考えると、私は非常に疑問だということをおもいますから、条約の何条に何が書いてあって、そのことがどうでという、この議論がここで妥当かどうかという意見は、それはそれで否定はしません。しかしながら、意図しない発生、そのことで発生をさせたことのないところの住民が、生命体が害を受ける、こんなことはやめようよというつくりが全体のつくりになっておることからすれば、やっぱり我々自身がこのことについてももっと、それこそ意図しない、意図的でない発生ということにまさに我々今向かおうとしているわけですから、そのところはしっかりと見なくてはいけないということを1点指摘をしておきたいというふうに思います。

お尋ねは、この検討委員会は公開をするということが先ほど答弁で示されたわけですが、この検討委員会の開催、このことをどんなふうに知らせるのか。そのことがなければ、公開をしますよとはいっても、いや、いつ幾日やりましてねといって結果がどっかでまた報告されるというふうなことになるんでは、実際、公開をされるよということと言われても、例えば傍聴するとかいうことができないんじゃないかなということをおもいますから、その点伺っておきたいというふうに思います。

それと、いま一つは、そもそもこういう検討も含めて、この議会、我々自身がすべきということ

ではないのかなと。もちろん我々は住民から直接選ばれたわけではありません。それぞれの構成市町の議会から選出されてここにいるわけですけども、それでも我々は議員として住民の代表であるし、帰ったらそれぞれの議会なり住民なりに、こういうことだよという話を伝えるという任務を我々は負っておると私は思っておりますから、その点からすると、この議会そのものがこういう検討を本来すべきということなんではないかなと思うんですけども、その点についてはいかがですか。

議長（谷口勝己） 管理者。

管理者（中貝宗治） まず最初のストックホルム条約の関係なんですが、少なくともダイオキシンの関しては、現在の国内法でストックホルム条約の求めるところは満たしている、このように聞いているところです。ただ、不勉強で、それ以外のものについて、本当に確かに既に国内法の中に取り込まれているかどうかというのは、少し勉強させていただいた上で、また議員のもとにお届けをさせていただきたい、そのように思います。

ちなみに、議員が今、ストックホルム条約で、例えばダイオキシンの発生自体を抑えるべきだということを言われましたけれども、大変我が意を得たところでございます。なぜ施設を要するに広域化をして24時間運転をするかということに関して、私たちは再三、そもそもダイオキシンそのものを発生させないようにするいわば決め手であるということを示し上げてまいりました。一部の方からは、発生してもバグフィルターで吸着できて、現に香美町や新温泉は基準を満たしているではないか、いいのではないかとといったご意見も賜っておりましたけれども、山本議員がストックホルム条約を研究をされて、そうではなくて、そもそも発生させないんだという認識に立っていただいたとすると、大変ありがたいことである、このように感想として思ったところでございます。

それから、公開についてどのように知らせるかというご質問をいただきました。幾つかの方式があるかと思えます。まず、北但行政事務組合がホームページを立ち上げておりますので、この中でお知らせするというのが一つの方法でございます。それから、記者発表はいたしますので、新聞が記事にするかどうかはわかりませんが、これも広報の一つの媒体ではないかと思えます。それから、北但行政事務組合なり市町の広報がタイミングが合えば、その中に掲載を依頼することも可能だろうと思えます。また、もちろん問い合わせをいただいても、いついつということは、いつでもこれはお答えができる。以上申し上げたような方法になるのではないかと、このように思います。

それから、検討自体を議会がすべきではないのかというご質問もいただきました。当然そういった場面は出てこようと思えます。ただ、まず議会の側に私たちの計画はこうですよということをお示しする前に、行政だけで偏ることがないかどうか。あるいは先ほど来素人の方が入るではないのかとありましたけれども、その素人の方のいわば率直な疑問とかにちゃんと答えられるような計画になるのかどうか。そういったものをつくるためにも、いわば当局の内部に検討委員会をつくって、そこに行政以外の方々にも入っていただいて案をやっていただく、そういうことではないかと思えます。その上で当局側の案ができれば、当然のことながら議会の側に私たちの計画はこうですと。

また、それが本会議の場になるのか、あるいは議員協議会の場になるのか、あるいはその抱き合わせになるのかわかりませんが、その上で議会の皆さんとは議論をさせていただくことになるのではないかと思います。ということで、これは何もこの施設に関する検討委員会だけではなくて、一般的な最近の行政の進め方に共通するものでないのか、このように思います。以上です。

議長（谷口勝己） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

3番安治川敏明議員。

安治川敏明議員 本案については、次の2つ大きくいって理由があって、同意できないことを申し上げておきたいと思います。

まず第1点は、地元合意をした上で適地を確定して環境影響調査なり建設の事業を推進するという管理者の答弁でありましたけれども、環境影響調査がまだ終わっていない、着手もしていないという状況で、施設整備について抽象論を行うというような検討委員会、つまり策定調査費の執行を私は、今はしていないわけですから、わざわざこれを促進するような予算をさらに追加するというのはよくないと思います。本議会で適地として上郷を特定していないというご答弁でありましたから、それであれば、その合意の形成を待って、あるいはまた合意が形成に至らないかもしれない。その上で調査を進めて一向に差し支えない。もう既に、ただいまのご答弁では溶融固化、DBOについては前提であるということであれば、この検討委員会のなさる仕事はごくわずかの仕事であるというふうに思いますから、この本調査費がなくても一向に当局がお困りになるようなことではない。むしろ私は慎重な事務事業の執行の上で、本予算を促進的に議決することは当を得ていないと思いますから、本補正には同意できないことを申し上げておきたいと思います。

議長（谷口勝己） 11番吉岡正章議員。

吉岡正章議員 11番吉岡でございます。私は、本案に賛成の立場で一言述べたいと思います。

この今回の補正予算は、さきにも議論がありましたように、整備方針検討委員会の設置に関して、その所要額を補正するものですが、まず、この要綱の目的に明確に書いてありますように、施設整備基本計画に市民を初め各種各層のご意見をできるだけ反映していきたい、そのためにこういった補正予算が出ておるといふふうに私は理解いたしております。したがって、非常に好ましいことでもあるし、また必要なことでもあろうかというふうに思いますので、本予算は可決いたしまして、そして各種意見を十分反映した基本計画に持っていくようにするべきだといふふうな意見でございます。

以上をもちまして賛成といたします。

議長（谷口勝己） 1番山本賢司議員。

山本賢司議員 山本です。8号議案平成18年度北但行政事務組合一般会計補正予算(第1号)という、現在議論されてきましたこのものについて、反対の立場から少しかだけ議論をしたいというふうに思

います。

先ほど管理者は答弁の中で、ストックホルム条約の中身の話というよりも、意図的に広域化をする、24時間炉とすることはとても意義があるんだと、ストックホルム条約もそのことを求めているかのごとく答弁をされました。個々の条約云々ということが質疑の中でふさわしくなとは思いましたけれども、私はこのストックホルム条約の5条、意図的でない生成から生ずる放出を削減し、または廃絶するための措置ということが定められておりまして、それぞれの国は附属書Cに掲げる個々の化学物質の人為的な発生源から生ずる放出の総量を削減するため、その放出を継続的に最小限にし、及び実行可能な場合には究極的には廃絶することを目標としてということが示されております。

附属書Cというのは何か。よくわからなかったんですけども、附属書C、意図的でない生成、どんな場合があり得るか。不完全燃焼または化学反応の結果として有機物及び塩素を伴う熱工程から意図的でなく規制をされるべき物質が生成され及び放出される。このものの具体例があります。まず最初に上がっておりますのが、一般廃棄物、有害廃棄物もしくは医療廃棄物または下水汚泥の焼却炉（複合的な焼却炉を含む）。まさに我々が今向かおうとしている事業、このものが、このストックホルム条約の中ではやめようよというふうなことを規定をするというつくりになっておることからすると、やはりこんなことを一生懸命になってやること自体がどうなのかなということをお願いして、反対いたします。

議長（谷口勝己） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） 討論を打ち切ります。

これより採決に入ります。

第8号議案について起立により採決をいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

議長（谷口勝己） 起立多数であります。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。以上で今期臨時会に付議されました案件はすべて議了いたしました。これをもって今期臨時会を閉会いたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（谷口勝己） ご異議なしと認めます。よって、第59回北但行政事務組合議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

閉会 午前11時28分

〔議長閉会あいさつ〕

議長（谷口勝己） 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、大変お忙しいところご出席を賜りまして、まことにありがとうございました。

今期臨時会は、管理者提出案件2件につきまして、慎重にご審議を賜り、適切妥当な決定を得ま

して、すべて議了し、ここに閉会の運びとなりましたことは、組合運営のためまことにご同慶にたえないところでございます。議員各位のご精励とご協力に対し、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼申し上げます。

各議会におかれましては、これから9月定例議会を迎えられることとなり、何かとご多忙と存じますが、くれぐれもご自愛くださいませ、組合運営のためにご活躍賜りますようご祈念申し上げ、簡単粗辞であります、閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

〔管理者閉会あいさつ〕

管理者（中貝宗治） 閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

今期臨時会は、ただいま滞りなく日程を終え、ここに閉会の運びになりましたことは、まことにご同慶にたえないところであり、議員各位のご精励に対し、衷心より厚くお礼申し上げます。

今期臨時会には、私から条例改正1件、補正予算1件を提案しましたところ、いずれも原案どおり適切なご決定を賜り、まことにありがとうございました。

暦の上では秋ですが、まだまだ真夏のような暑さが続きます。議員各位には健康に十分ご留意の上、ますますご健勝にてご活躍いただきますよう心から祈念申し上げまして、閉会のごあいさつといたします。ありがとうございました。